

おおた障がい施策推進プラン（素案）区民説明会での
質疑応答における発言要旨

No.	意見・質問等の要旨	区の回答要旨
1	<p>新しい計画策定に当たって、国では地域生活支援拠点における緊急時対応や地域移行に力を入れているように認識している。</p> <p>緊急時対応については、夜間や休日・祝日の相談先や窓口の設置が課題かと思うので、なるべく早く検討いただき区民にお知らせいただきたい。</p> <p>地域移行については、重度の方々の暮らす場所がないため、施設入所のニーズが減らない。グループホームで空きがあるのも、中度・軽度を対象としており、重度の方が対象となっていないことが多い。グループホーム設置に当たっては、大田区から都に対して重度の方を配慮するよう伝えていただきたい。</p> <p>児童の入所施設について、虐待で入所しているケースをはじめ、家庭での支援が難しい場合、児童相談所を介して入所しているため、区市町村の手から離れてしまう。そのため、大田区から児童入所したケースについては、入所施設から大田区へ戻ってくる際の地域移行を、次の課題として検討してもらえるとありがたい。</p>	<p>ご意見については、承ります。</p> <p>重度の障がいのある方のグループホームについては、区としても力を入れていきたいと考えています。都が事業者を指定する制度ではありますが、区のニーズを反映できるよう法改正されます。今後、都が説明会等を開催するかと思いますが、適切に対応してまいります。</p>
2	<p>素案の94ページにある「意思疎通支援・情報保障の促進」であるが、遠隔手話の記載はあるが、遠隔要約筆記が記載されていない。遠隔要約筆記は東京都の手話通訳等派遣センターで対応しているのだが、ニーズもあるため、計画への記載の検討をお願いしたい。</p>	<p>意思疎通支援・情報保障については、聴覚障がいをお持ちの方の団体とも懇親会等を通じて意見交換を実施しています。引き続き、ご意見を頂きながら施策を推進してまいります。</p>

No.	意見・質問等の要旨	区の回答要旨	
3	<p>「相談支援体制の充実・強化」について、相談支援事業所は、単体で採算を取れず、縮小傾向にあるため、相談支援専門員も、ほかの業務と兼務せざるを得ない状況にある。国の制度ではあるが、実情はご理解いただきたい。</p>	<p>計画相談における障害サービスと高齢サービスの併用のご指摘について、障がい者総合サポートセンターでは、計画相談事業所と連絡会を開催しています。また、大田区福祉人材育成・交流センターを機能設置し、障害福祉にとどまらず、高齢福祉と連携して人材育成を行っているところです。引き続き関係各課と連携して進めてまいります。</p>	
4	<p>ケアマネジャーがケアプランを立てる際、介護と障がいを組み合わせた併用プランだと報酬が加算されるのだが、手続きが面倒なため加算を取らないところが多い。また、障害福祉の担当者は介護を理解しておらず、ケアマネジャーは障害福祉を理解していない。その結果、その当事者に適したサービスを提供できない状況がずっと続いている。障がいと高齢の連携の強化をぜひ進めてもらいたい。</p>		
5	<p>前回の報酬改定において、地域生活支援拠点を絡めて複数の相談支援事業所が連携する場合、加算がつくこととなり、小さな事業所も救われるようになってきた。</p> <p>計画相談は当事者にとって非常に大切なものなので、相談支援事業所が撤退・減少しないよう工夫の検討をお願いしたい。相談支援がきめ細やかに対応することで、当事者が様々なサービスにつながり、サービスも改善される。</p>		
6	<p>地域生活支援拠点が充実することで、福祉が充実することが素案 108 ページの図からも読み取れ、期待しているところである。大田区社会福祉協議会が地域福祉コーディネーターを配置しているが、区においてもコーディネーターを配置していただき、そのコーディネーターに相談すれば速やかに計画が作られるような体制になることを期待している。</p>		
7	<p>素案 97 ページの「災害時相互支援体制の整備」について、ケアマネジャーは、要介護 4～5 の方の個別避難計画書を作成し始めている。居宅介護支援事業所では、BCP 計画を策定することが求められるため、災害時の利用者の安否確認や避難状況を把握するための計画を立てている。要介護度が低い方についても、個別支援計画に近い計画を事業所として策定している。大田区の個別避難計画書には民生・児童委員の記載欄があるのだが、災害対策が地域の方々とのネットワークづくりのきっかけにもなるように、個別避難計画の意義やメリットをしっかりと当事者や地域へ説明・周知し、意識づけを進めてもらいたい。</p>		<p>大田区では、水害発生のおそれが生じた場合や、震災発生時に、自ら避難することが困難な要支援者の状況に合わせて、避難誘導等ができるよう、災害時避難行動要支援者個別避難計画を作成しています。地域の自治会・町会や、民生・児童委員に情報提供することで、円滑な避難誘導ができるよう計画作成の意義や目的について、周知してまいります。</p>

No.	意見・質問等の要旨	区の回答要旨
8	<p>短期入所については、特に児童を預かってもらえる短期入所が年々減少している。くすのき園と南六郷福祉園が建て替えられ、短期入所が設置されると聞いているが、新設される短期入所は児童も使えるかどうか確認したい。</p>	<p>福祉施設の大規模改修で予定している短期入所については、これから建設する段階にあり、利用対象者については、今後検討してまいります。</p>
9	<p>難病者への支援という観点から確認したい。補装具に関する見込み量の推計値が掲載されていない。国・都・区のお金は不明だが、補装具補助の上限が撤廃されたため、今後の補装具の見込み量を検討していた方がいいのではないか。</p>	<p>国や都の動向を注視し、適切な支援を行ってまいります。</p>